

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和2年8月31日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	3件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900129 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2000022 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 26 年 10 月 10 日から平成 27 年 9 月 1 日までの期間及び平成 28 年 9 月 1 日から平成 29 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正し、当該期間に係る標準報酬月額については、平成 26 年 10 月から平成 27 年 8 月までは 22 万円から 26 万円、平成 28 年 9 月から平成 29 年 8 月までは 28 万円から 30 万円とすることが必要である。

平成 26 年 10 月から平成 27 年 8 月までの期間及び平成 28 年 9 月から平成 29 年 8 月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 26 年 10 月から平成 27 年 8 月までの期間及び平成 28 年 9 月から平成 29 年 8 月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 26 年 10 月 10 日から平成 29 年 9 月 1 日まで

私が A 社で勤務していた期間のうち、請求期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額より低い額で記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成 26 年 10 月 10 日から平成 27 年 9 月 1 日までの期間及び平成 28 年 9 月 1 日から平成 29 年 9 月 1 日までの期間について、請求者が提出した給与と支給明細書及び年金事務所が保管している A 社の請求者に係る賃金台帳から判

断すると、請求者が、当該期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える給与の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額については、上記給与支給明細書等により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、別表のとおり訂正することが必要である。

なお、請求期間のうち、平成 26 年 10 月 10 日から平成 27 年 9 月 1 日までの期間及び平成 28 年 9 月 1 日から平成 29 年 9 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られないが、年金事務所が保管している請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び平成 28 年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（以下「算定基礎届」という。）によると、事業主から報酬月額をオンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う額として当該届が提出されたことが確認できることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、請求期間のうち、平成 27 年 9 月 1 日から平成 28 年 9 月 1 日までの期間については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、上記給与支給明細書等により、請求者の給与から事業主が源泉控除していたと確認できる厚生年金保険料額又は当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬額に基づく報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は低額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらない。

3 請求期間のうち、平成 27 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間については、オンライン記録によると、当初、当該期間の標準報酬月額は 26 万円とされていたところ、当該期間の厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 29 年 12 月 18 日付けで、事業主から、標準報酬月額を 28 万円に訂正する平成 27 年の算定基礎届の訂正届が提出されたため、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該期間の標準報酬月額は保険給付（年金額）の計算の基礎とならない記録（訂正前の標準報酬月額を除く。）とされている。

また、請求期間のうち、平成 27 年 11 月 1 日から平成 28 年 9 月 1 日までの期間については、当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬額に基づく報酬月額に見合う標準報酬月額（28 万円）が、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定による年金記録の訂

正を認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900129 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2000022 号

訂正期間	訂正前の 標準報酬月額 (オンライン記録)	厚生年金特例法 による訂正後の 標準報酬月額
平成 26 年 10 月 10 日から 平成 27 年 9 月 1 日まで	22 万円	26 万円
平成 28 年 9 月 1 日から 平成 29 年 9 月 1 日まで	28 万円	30 万円

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2000040 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2000023 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 27 年 12 月 25 日及び平成 28 年 8 月 15 日の標準賞与額を 2 万円に訂正することが必要である。

平成 27 年 12 月 25 日及び平成 28 年 8 月 15 日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 27 年 12 月 25 日及び平成 28 年 8 月 15 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 27 年 12 月 25 日
② 平成 28 年 8 月 15 日

請求期間①及び②（以下「請求期間」という。）において、A 社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料も控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、調査の上、当該期間に係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

金融機関から提出された請求者に係る預金取引明細表（流動性）及び同僚から提出された賞与支給明細書により、請求者は、請求期間において A 社から賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたと認められることから、請求者の当該期間に係る標準賞与額については、別表のとおりとすることが必要である。

また、賞与支給日については、事業主は、請求期間①の支払年月日を「平成 27 年 12 月 27 日」、請求期間②の支払年月日を「平成 28 年 8 月 8 日」として、それぞれ健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しているが、上記預金取引明細表（流動性）により確認できる振込日から、請求期間①は平成 27 年 12 月 25

日、請求期間②は平成 28 年 8 月 15 日とすることが妥当である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求者の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 31 年 1 月 18 日に年金事務所に提出していることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2000040 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2000023 号

請求期間	訂正期間	厚生年金特例法 による訂正後の 標準賞与額
①	平成 27 年 12 月 25 日	2 万円
②	平成 28 年 8 月 15 日	2 万円

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2000051 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2000024 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 26 年 10 月 20 日から平成 27 年 11 月 1 日までの期間及び平成 28 年 9 月 1 日から平成 29 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正し、当該期間に係る標準報酬月額については、平成 26 年 10 月から平成 27 年 8 月までは 22 万円から 36 万円、同年 9 月及び同年 10 月は 26 万円から 36 万円、平成 28 年 9 月から平成 29 年 8 月までは 30 万円から 36 万円とすることが必要である。

平成 26 年 10 月から平成 27 年 10 月までの期間及び平成 28 年 9 月から平成 29 年 8 月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 26 年 10 月から平成 27 年 10 月までの期間及び平成 28 年 9 月から平成 29 年 8 月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 26 年 10 月 20 日から平成 27 年 11 月 1 日まで
② 平成 28 年 3 月 1 日から平成 30 年 2 月 1 日まで

私が A 社で勤務していた期間のうち、請求期間①及び②に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額より低い額で記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者が提出した給与支給明細書及び預金通帳の記録並びに年金事務所が保管している A 社の請求者に係る賃金台帳から判断すると、請求者

が、当該期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える給与の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額については、上記給与支給明細書等により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、別表のとおりに訂正することが必要である。

なお、請求期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られないが、請求期間①のうち平成26年10月20日から平成27年9月1日までの期間については、年金事務所が保管している請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届によると、事業主から報酬月額をオンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う額として当該届が提出されたことが確認できる上、請求期間①のうち平成27年9月1日から同年11月1日までの期間については、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（以下「算定基礎届」という。）の訂正届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出していることが確認できることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間②のうち、平成28年9月1日から平成29年9月1日までの期間について、請求者が提出した給与支給明細書及び預金通帳の記録並びに年金事務所が保管しているA社の請求者に係る貸金台帳から判断すると、請求者が、当該期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える給与の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②のうち、平成28年9月1日から平成29年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、上記給与支給明細書等により確認できる当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬額に基づく報酬月額から、別表のとおりに訂正することが必要である。

なお、請求期間②のうち、平成28年9月1日から平成29年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られないが、年金事務所が保管している請求者に係る算定基礎届によると、事業主から報酬月額をオンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う額として当該算定基礎届が提出されたことが確認でき、その結果、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を

行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 一方、請求期間②のうち、平成 28 年 3 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間及び平成 29 年 9 月 1 日から平成 30 年 2 月 1 日までの期間については、上記給与支給明細書等により、請求者の給与から事業主が源泉控除していたと確認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高額であるものの、当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬額に基づく報酬月額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法及び厚生年金保険法による記録の訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2000051 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2000024 号

請求期間	訂正期間	訂正前の 標準報酬月額 (オンライン記録)	厚生年金特例法 による訂正後の 標準報酬月額
①	平成 26 年 10 月 20 日から 平成 27 年 9 月 1 日まで	22 万円	36 万円
	平成 27 年 9 月 1 日から 同年 11 月 1 日まで	26 万円	36 万円
②	平成 28 年 9 月 1 日から 平成 29 年 9 月 1 日まで	30 万円	36 万円